

蒲郡市認知症初期集中支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、支援につながりにくい認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置することにより、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として東三河広域連合が実施する認知症初期集中支援事業（以下「事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に再委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、原則として40歳以上で、蒲郡市内において在宅で生活し、かつ、家族の訴え等により認知症が疑われる者又は認知症の者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「訪問支援対象者」という。）とする。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない又は中断している者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
 - オ その他市長が特に支援が必要と判断した者

- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが認知症の行動及び心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

2 訪問支援対象にかかりつけ医がいる場合は、当該かかりつけ医に連絡をし、診療を依頼することとする。この場合において、対応が困難なため支援チームでの関わりを依頼された場合は、支援チームの支援対象者とする。

(支援チーム)

第4条 支援チームは、複数の専門職が訪問支援対象者及びその家族を訪問し、認知症の包括的観察及び評価に基づき、初期集中支援（医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付け、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨及び誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア並びに生活環境の改善等の支援をいう。以下同じ。）を行い、自立生活のサポートを行うものとする。

2 支援チームのメンバー（以下「チーム員」という。）は、第1号の要件を満たす者2名以上、第2号の要件を満たす専門医1名以上の計3名以上で編成する。

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市が認めたもの

イ 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

ウ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得した者。ただし、やむを得ない場合には、当該研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、当該研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

(2) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である医師。ただし、該当する医師の確保が困難な場合には、当分の間、次に掲げる要件を満たす医師についても認めることとする。

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの

イ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した

経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

（チーム員の役割）

第5条 前条第2項第1号の要件を満たす者は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察及び評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。なお、訪問する場合のチーム員数は、初回の観察及び評価の訪問は原則として、医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとする。

2 前条第2項第2号の要件を満たす専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見地から指導、助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し、相談に応じるものとする。

（事業内容）

第6条 市は、次に掲げる業務のうち、第1号及び第3号の業務を行い、第2号の業務を蒲郡市地域包括支援センターに委託し、実施する。

(1) 支援チームに関する普及啓発

(2) 次に掲げる認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

イ 次に掲げる事項についての情報収集並びに観察及び評価。なお、訪問の際には、訪問支援対象者のほか家族等あらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整するものとする。

(ア) 訪問支援対象者の現病歴、既往歴、生活情報等

(イ) 家族の状況等

ウ 初回訪問時における次に掲げる支援

(ア) 認知症の包括的観察及び評価

(イ) 基本的な認知症に関する正しい情報の提供

(ウ) 専門的医療機関への受診又は介護保険サービスの利用の効果の説明

(エ) 訪問支援対象者及びその家族の心理的サポートや助言

エ 初期集中支援の実施

(ア) 医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付け

(イ) 継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援

(ウ) 介護サービスの利用等の勧奨及び誘導

(エ) 認知症の重症度に応じた助言

(オ) 身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援

(カ) 初期集中支援の実施期間は、訪問支援対象者が医療サービス又は介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

オ 引き継ぎ後のモニタリング

チーム員会議において、引き継ぎの概ね2か月後に、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行う。

カ 支援実施中の情報の共有

(3) 専門医を含めたチーム員会議の開催

ア 初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察及び評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。

イ 必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、市の関係部署の職員等の参加も依頼する。

(検討委員会の設置等)

第7条 市は、支援チームの設置及び活動状況を検討するため、医療・保健・福祉に携わる関係者等で構成する認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 支援チームの設置に関すること。
- (2) 支援チームの活動状況に関すること。
- (3) 関係機関との連携に関すること。
- (4) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(個人情報保護)

第8条 チーム員は、事業に関して収集した訪問支援対象者及び対象世帯の個人情報並びにプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(書類の保管)

第9条 市及び蒲郡市地域包括支援センターは、初期集中支援を実施した活動記録（基本情報、個人情報利用同意書、各種観察記録等）の書類について、年度毎

に整理し、当該年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。